

プラチナ光保証パック
サービス利用約款

第1章	総則	
•	第1条	目的
•	第2条	定義
•	第3条	適用範囲
第2章	契約の成立	
•	第4条	申込方法
•	第5条	契約成立日
•	第6条	契約資格
•	第7条	申込の承諾
第3章	契約内容の変更	
•	第8条	サービス利用期間
•	第9条	契約者情報の変更
•	第10条	対象機器の変更
第4章	サービス内容	
•	第11条	本サービスの内容
•	第12条	補償期間
•	第13条	補償限度額
•	第14条	補償対象外
第5章	料金	
•	第15条	料金の額
•	第16条	支払方法
•	第17条	支払期日
•	第18条	延滞
第6章	事故発生時の手続	
•	第19条	通知義務
•	第20条	必要書類
•	第21条	調査協力義務
•	第22条	補償金の支払
第7章	かけつけ	IT サポート特典
•	第23条	割引内容
•	第24条	利用制限
•	第25条	対象地域
•	第26条	提供時間帯
第8章	契約解除	
•	第27条	契約者による解約
•	第28条	当社による解除
第9章	免責事項	
•	第29条	免責事由
第10章	個人情報保護	
•	第30条	利用目的
•	第31条	第三者提供
•	第32条	管理
第11章	雑則	
•	第33条	規約の変更
•	第34条	通知方法
•	第35条	不可抗力
•	第36条	暴力団の排除
•	第37条	権利譲渡の禁止
•	第38条	準拠法
•	第39条	管轄裁判所

プラチナ光保証パック サービス利用約款

本約款は株式会社タスクソリューション（以下「当社」といいます）が提供する「プラチナ光保証パック」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を希望する法人または個人事業主（以下「利用希望者」といいます）は、本サービスの申し込みをもって、本約款に同意したものとみなされます。

第1章 総則

（目的）

第1条 本約款は、本サービスに関する基本的事項を定め、契約者と当社との間の権利義務を明確にすることを目的とします。

（定義）

第2条 本約款における主な用語の定義は以下のとおりとします。

1. 本契約：当社から本サービスの提供を受けるための本約款に基づく契約
2. 契約者：当社と本契約を締結している法人または個人事業主
3. 対象機器：契約者が所有または管理する機器のうち、別紙「料金表」に定めるもの
4. 事故：偶発的な外装破損、故障（水漏れによる故障を含みます）
5. 補償金：事故により対象機器が使用不能になったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、指定保険会社の査定に基づき、指定保険会社から契約者に支払われる金銭
6. 使用不能：対象機器が使用できない状態
7. 修理可能：対象機器をメーカー等で修理した状態
8. 修理不能：対象機器の内部基盤が修復不能な状態のため、対象機器のメーカー等での修理が不可能で（対象機器のメーカー等が対象機器の状態を確認した結果、修理が不能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます）、被保険者が別途対象機器を購入した状態
9. 全損最大金額：別紙「料金表」においてプランごとに定める、対象機器が修理不能の場合に、指定保険会社が契約者による1回の申請あたりにお支払いできる補償金の上限額
10. 年間修理上限：別紙「料金表」においてプランごとに定める、指定保険会社が1年間にお支払いできる補償金の上限額
11. かけつけITサポート：当社が提供する出張型ITサポートサービス
12. 指定保険会社：本サービスを実施するにあたり、当社が保険契約者となり、契約者が被保険者となる保険契約の引受を行う別紙「料金表」記載の保険会社
13. 普通保険約款・特約：指定保険会社の「修理費用保険 普通保険約款」及び「事業者IT機器修理費用補償特約」、「修理費用保険 保険料月払いに関する特約」、「包括契約に関する特約」
14. 重要事項説明書：指定保険会社の重要事項説明書

（適用範囲）

第3条 本約款は、当社と契約者の本サービスの利用にかかる一切の関係に適用されます。

第2章 契約の成立

（申込方法）

第4条 利用希望者は、本約款、普通保険約款・特約、重要事項説明書に同意した上で、当社所定の申込書類に必要事項を記載し、当社に提出することにより、当社に対し、本サービスの利用を申し込むことができます。

（契約成立日）

第5条 本契約は、前条の申し込みを当社が承諾した時点で成立するものとします。

（契約資格）

第6条 本サービスは、日本国内に拠点を有する法人及び個人事業主を対象とします。

（申込の承諾）

第7条

1. 当社は、本サービスの申し込みがあった場合には、申込書類の提出を受け付けた順序に従って承諾するものとします。
2. 当社は、前条の規定にかかわらず、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合、申し込みを拒否できるものとします。

- (1) 過去に当社及び当社グループ会社との契約もしくは利用規約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しないもの、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団等」といいます）に該当する、または資金提供その他を通じて暴力団等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、暴力団等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合
- (3) 虚偽の申請であると当社が判断した場合
- (4) 過去に第28条に定める解除を受けたことがある場合
- (5) その他、本サービスの利用を適当でないと当社が判断した場合

第3章 契約内容の変更

（サービス利用期間）

第8条 本サービスの適用開始日は、当社が契約者による第16条に定める料金の支払いを確認した日の属する月の翌月1日0時とします。

2 本サービスは、前項の適用開始日から1か月ごとを契約期間として継続するものとし、契約者または当社が本約款の定めに従い解約又は解除の意思表示をしない限り、同一条件で自動的に更新されます。

3 本契約が解約又は解除された場合であっても、既に支払われた料金は返還しないものとします。（契約者情報の変更）

第9条 契約者は、住所・本店所在地、氏名・屋号もしくは商号、代表者または対象事業所等の変更があった場合、速やかに当社所定の手続にて当社に届け出なければなりません。

（対象機器の変更）

第10条 契約者は、対象機器を追加・削除する場合、当社所定の手続に従うものとします。

第4章 サービス内容

（本サービスの内容）

第11条

- 1. 事故により対象機器が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、当社が当社所定の方法により保証を実施します。
- 2. 前項による保証の実施は、指定保険会社が、引受を行う保険契約の普通保険約款・特約に基づき、契約者に、対象機器の補償金をお支払いすることで完了するものとします。

（補償期間）

第12条 補償期間は第8条のサービス利用期間に準じます。

（補償限度額）

第13条

- 1. 対象機器が修理可能な場合の補償金は、契約者が実際に負担した修理費用とします。
- 2. 対象機器が修理不能な場合の補償金は、契約者が別途購入した対象機器の代金とします。ただし、当該金額が「全損最大金額」を超過した場合には「全損最大金額」を上限とします。
- 3. 1年間に支払われる補償金の合計額は、前2項を合計して、「年間修理上限」を超えないものとします。

（補償対象外）

第14条 以下のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、補償金をお支払いできません。

- 1. 契約者の故意または重大な過失
- 2. 契約者と同居の親族の故意または対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、契約者に補償金を取得させる目的であった場合に限る。
- 3. 補償金を支払う場合の偶然な事由が補償期間外に発生した場合。
- 4. 地震・津波・噴火・風災・水災・雪災その他の自然災害
- 5. 火災、爆発、放射能汚染
- 6. 公的機関による差押え、没収等

7. 戦争、外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
8. 対象機器が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯端末の場合は、携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。パソコンの場合は、日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。）
9. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等（初期不良を含む）
10. 対象機器のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。
11. すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象機器の本体機能に直接関係の内外形状の損傷
12. 対象機器を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合
13. 詐欺、横領によって生じた損害
14. 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
- 15.
16. 対象機器が故障または外装破損した場合において、契約者が、対象機器のメーカー等が発行する書類を、指定保険会社に提出しない場合
17. 対象機器が修理可能にもかかわらず、契約者が対象機器を修理しなかった場合
18. 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている対象機器、または修復可能な状態にもかかわらず部品がないことを理由に修理しなかった場合
19. その他、指定保険会社が保険金の支払いを行わない場合として別途定める事由
20. リース契約、レンタル契約、割賦販売契約その他の契約により、所有権が契約者に帰属しない機器に生じた損害

ソフトウェア障害・ウイルス感染第5章 料金

（料金の額）

第15条 本サービスの料金（以下、単に「料金」といいます。）は別紙「料金表」に定めます。

（支払方法）

第16条 契約者は、口座振替または当社が指定する方法により料金を支払うものとします。

（支払期日）

第17条 料金の支払期日は、当社が別途通知する日とします。

（延滞）

第18条 契約者が料金を前条の支払期日までに支払わない場合、当社は何らの通知・催告なく即時に本契約を解除できるものとします。

第6章 事故発生時の手続

（通知義務）

第19条 契約者は事故発生後、30日以内に当社に通知するものとします。

（必要書類）

第20条 契約者は事故を証明する書類その他当社が指定する書類等を当社に提出しなければなりません。

（調査協力義務）

第21条 契約者は、指定保険会社の調査に協力する義務を負います。

（補償金の支払）

第22条 補償金は指定保険会社の査定後、指定保険会社から契約者に支払われます。

第7章 かけつけITサポート特典

（割引内容）

第23条 契約者は、かけつけITサポートを通常料金の1割引で利用できます。

（利用制限）

第24条 前条に定める割引は、かけつけITサポートの利用1回ごとに適用され、他割引との併用はできません。

（対象地域）

第25条 サポート対象地域は当社が定める範囲に限ります。

（提供時間帯）

第26条 かけつけITサポートは当社の営業時間内で提供されます。

第 8 章 契約解除

(契約者による解約)

第 27 条

1. 契約者は、当社所定の方法により解約の申出を行うことにより、本契約を解約することができます。
2. 前項の解約の効力は、当社が解約の申出を受領した日の属する月の末日 24 時をもって生じるものとします。ただし、当社が別途認める場合を除きます。
3. 前項に基づき本契約が解約された場合であっても、当該月分を含む既に支払われた料金は返還しないものとします。

(当社による解除)

第 28 条 当社は契約者が以下の各号に該当した場合、何ら催告なく本契約を解除でき、これにより本契約は終了します。

1. 本契約に基づく当社に対する金員の支払いを怠ったとき
2. 本契約の条項の一つにでも違反したとき
3. 第 4 条に規定する必要事項に、虚偽の事実があることが判明した場合
4. 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
5. 自ら振り出しましたは裏書した手形、小切手について、手形交換所の不渡り処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
6. 第三者から、その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
7. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくはこれらに類する法的倒産手続の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
8. 解散したときまたは事業を停止もしくは廃止（廃業）したとき
9. 監督官庁から、事業の取消、停止等の処分を受け、または事業の全部もしくは重要な一部を廃止変更したとき
10. その他信用状態が著しく悪化したとき

第 9 章 免責事項

(免責事由)

第 29 条 当社は以下の各号に定める損害については、責任を負いません。

1. 契約者の故意または重大過失に起因する全ての損害
2. 保険会社の支払拒否によって生じた全ての損害
3. 通信障害や外部要因によって生じた全ての損害

第 10 章 個人情報保護

(利用目的)

第 30 条 当社は、契約者の個人情報を本サービス提供の目的に限り利用します。

(第三者提供)

第 31 条 当社は、保険会社及び委託先に、契約者の氏名および住所等の情報を提供できるものとし、契約者は当該提供に同意するものとします。

(管理)

第 32 条 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報の取扱については、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシー（個人情報保護方針）（<https://www.telemarker.co.jp/policy.html>）に基づき取り扱うものとします。

第 11 章 雜則

(規約の変更)

第 33 条 当社は、本約款について、民法 548 条の 4 第 1 項に反しない限りで、その内容を変更することができるものとします。

(通知方法)

第 34 条 前条に規定する変更内容は、その効力が生じる 14 日前までに当社ホームページに表示し、または契約者の連絡先に発信等する方法により告知するものとし、契約者は、当該効力発生日をもって当該変更に同意したものとみなします。

(不可抗力)

第 35 条 当社は、地震、台風、津波その他の天災地変、火災、戦争、反乱、もしくは暴動、テロ、ストライキ、感染症、疫病、政府、国、地方公共団体等または政府、国、地方公共団体等の機関の行為、法令、規制または命令、要請の遵守、法令・規則の制定・改

廃、輸送機関・通信回線の事故その他不可抗力により本サービスの提供ができない場合、本サービス提供用の設備の保守上または工事上やむをえない場合、その他当社がその運用上または技術上、本サービスの一時的な中断、中止、営業時間の短縮を必要とした場合には、本サービスの提供の中止、中止、営業時間の短縮をすることがあることを、契約者は了承するものとし、不可抗力を原因として発生した損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。なお、契約者は不可抗力を理由として金銭債務の履行を免れることはできないものとします。

(暴力団の排除)

第36条

1. 契約者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって以下の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団等であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用しまたは暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長しまたは暴力団の運営に資するものであること
2. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず、即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 前項の表明保証に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして以下に掲げるいずれかの行為をしたとき

ア 当社または当社の委託先に対する暴力的な要求行為
イ 当社または当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ 当社または当社の委託先に対する脅迫的言辞もしくは暴力的行為
エ 風説を流布しまたは偽計もしくは威力を用いて、当社またはく当社の委託先の信用を毀損し、もしくはこれらの者の業務を妨害する行為

 - (3) その他前各号に準ずる行為

(権利譲渡の禁止)

第37条 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく本契約上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務につき、第三者に譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(準拠法)

第38条 本約款は日本法を準拠法とします。

(管轄裁判所)

第39条 本契約に関する紛争は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。